X665-000001	やまびこキャブレタークリーナー	作成日	2020年1月30日
第3版	株式会社 やまびこ	改定日	2025年3月4日

安 全 デ ー タ シ ー ト（SDS）

1 製品及び会社情報

化学品の名称　（製品名）　やまびこキャブレタークリーナー
製品コード　X665-000001

供給者情報

会社名
住所

担当営業部門
電話番号
FAX番号
電子メールアドレス
緊急連絡先電話番号

奨励用途　キャブレタークリーナー
使用上の制限　業務用

製造事業者等の情報

会社名　株式会社 やまびこ
住所　〒198-8760　東京都青梅市末広町１－７－２
担当部門　品質保証課
電話番号　0428-32-6166
FAX番号　0428-31-8864
作成日　2020年1月30日
改正日　2025年3月4日
版数　3
整理番号　X665-000001_3

2 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

エアゾール	区分　1
急性毒性（経皮）	区分　4
急性毒性（吸入：蒸気）	区分　3
皮膚腐食性／刺激性	区分　1(1A及び1B)
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分　1
呼吸器感作性	区分　1
皮膚感作性	区分　1
発がん性	区分　2
生殖毒性	区分　2
特定標的臓器毒性（単回暴露）	区分　1
特定標的臓器毒性（単回暴露）	区分　3
特定標的臓器毒性（反復暴露）	区分　1
誤えん有害性	区分　1
水生環境有害性　短期（急性）	区分　3
水生環境有害性　長期（慢性）	区分　3

※記載のないものは分類対象外または区分に該当しない、分類出来ない

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル

炎
腐食性
どくろ
健康有害性



注意喚起語

危険

危険有害性情報

極めて可燃性の高いエアゾール
高圧容器：熱すると破裂のおそれ
皮膚に接触すると有害
吸入すると有毒
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
吸入するとアレルギー、喘息または、呼吸困難を起こすおそれ
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
発がんのおそれの疑い
生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
臓器の障害
呼吸器への刺激のおそれ
眠気またはめまいのおそれ
長期にわたる、または反復暴露による臓器の障害
飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
長期継続的影響により水生生物に有害

注意書き

【安全対策】

・吸入・飲用不可　人体に害があるので飲まないこと。
・吸入すると、人体に害があるので換気の良い所で使用すること。
・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。
・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
・使用後を含め、燃やしたりしないこと。
・ガス、ミスト、蒸気を吸入しないこと。
・取扱後は、手をよく洗うこと。
・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
・汚染された作業着は作業場から出さないこと。
・必要に応じて保護具を着用すること（手袋・眼鏡・面・保護衣等）。

【応急処置】

・火災の場合、粉末消火薬剤、水溶性液体用泡消火薬剤、二酸化炭素、砂、霧状水を使用してください。
・万一飲み込んだ場合、口をすすいでください。吐かせずに、直ちに医師の診断を受けること。意識のない場合、何も与えないこと。
・誤って皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗ってください。
・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させてください。
・誤って眼に入った場合、水で数分間注意深く洗ってください。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けてください。
※異常のある場合は、医師の診断を受けてください。

【保管・貯蔵】

・換気の良い涼しい場所で保管してください。
・子供の手の届かない場所に施錠して保管してください。
・保管中は、錆の発生しやすい場所や水回りなどに置かないでください。
・日光から遮断し、40℃以上の温度に暴露しないでください。

【廃棄】

・廃棄する際は、中身を使いきってから、火気のない戸外でボタンを押し、ガスを完全に抜いてから、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託してください。
・使用者が廃棄のため、穴を開けないこと。廃棄処理業務として穴をあける場合、十分な熟練者が火気・静電気・引火の予防処置を十分に取って行うこと。

3 組成、成分情報

化学物質　・混合物の区別

・混合物

（通知対象物質　閾値未満の成分は記載していません）

成分名 化学名	含有量※5 (wt%)	CAS No.	化学式	化審法※1	PRTR管理番号 /種別	毒劇物 該非※3	安衛法※4
灯油	20-30	64742-81-0 64741-77-1 8008-20-6	C8～C16	9-1702	—	非該当	表・通※濃度※ 皮膚吸収性

ブチルセロソルブ	10-20 (17)	111-76-2	C4H9OCH2CH2OH	2ー407	594/第一種	非該当	表・通※皮膚吸収性/有2種
2-アミノエタノール	0-10 (8.1)	141-43-5	H2N-CH2-CH2-OH	2-301 優先評価化学物質	20/第一種	劇物(指定令第2条)	表・通※濃度※皮膚刺激性
ジエタノールアミン	0-10 (4.1)	111-42-2	C4H11NO2	2-302 2-354 優先評価化学物質	626/第一種	非該当	表・通※濃度※皮膚刺激性※皮膚吸収性
アンモニア水	0-10	1336-21-6	NH3	1-391	―	劇物 10%を超えるもの	非該当
キシレン	0-10 (0.3>)	1330-20-7	(CH3)2C6H4	3-3 優先評価化学物質	80/第一種	該当※	表・通※皮膚吸収性/有2種
エチルベンゼン	0-10 (1>)	100-41-4	C8H10	3-28	53/第一種	非該当	表・通 /特2類・有2種
プロパン	0-10	74-98-6	C3H8	2-3	―	非該当	表・通R8
n-ブタン	0-10	106-97-8	C4H10	2-4	―	非該当	表・通
2-メチルプロパン	0-10	75-28-5	C4H10	2-4	―	非該当	非該当

―：特定できない、規定されていない、及び有用なデータが無い事を表します。

◆ 混合物のリスクアセスメントの方法について

本製品は、混合物であり、全てのCASナンバーを開示しておりません。
そのため、コントロールバンディングやクリエイトシンプルなどのリスク評価をする際、CASナンバーでの計算方法ではなく、混合物 2項の **『化学品のGHS分類』** を使用してご評価ください。

※1 化審法 官報公示整理番号(化審法)
※2 PRTR法報告物質 (2023.4.1.改正対応) に関する項目
※3 毒物及び劇物取締法 に関する項目
※4 労働安全衛生法 に関する項目
表・通 : 表示・通知義務対象物質 労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26 年法律第82 号)
名称等を表示、通知すべき有害物質
特1類、特2類、特3類 : 特定化学物質
有1種、有2種、有3種 : 第一種有機溶剤・第二種有機溶剤・第三種有機溶剤
施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則
・R6 R7 R8: それぞれ令和6、7、8年に表示通知義務対象物質に指定される予定物質
※がん原性 : がん原性物質リスト 作業記録等の30年間保存すべきリスクアセスメント義務対象物質
※濃度 : 濃度基準値設定対象物質
※皮膚刺激 : 皮膚刺激性有害物質
※皮膚吸収 : 皮膚吸収性有害物質

※5 労働安全衛生法 に関する項目(成分の含有量について)

成分含有量については、企業秘密の観点から、範囲をつけて表示しております。
10%未満を切り捨て～10%以上を切り上げ。(例 0.1%含有の場合 0-10 と記載)
また本項につきましては、必要に応じてより詳細な含有量を()内に記載しています。

法令の概要 (詳細は 15.適用法令参照)

4 応急処置

大量に吸入した場合

・吸入をして気分の悪くなった場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
・眠気やめまいの症状が出た場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい状態で休息させる。
・呼吸していて嘔吐がある場合は頭を横向きにする。
・呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。
・気分の戻らない時は、医師の診断を受けること。
・医師に暴露物質名、防護のための注意を通知する。
・呼吸が弱い場合は人工呼吸や酸素吸入を行う。
・呼吸が止まっている場合は、衣類をゆるめ呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行う。
・意識のない被災者には何も飲ませてはならない。
・吸入の影響が遅れて現れることがある。
・上記症状が出た場合、直ちに医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合

・皮膚刺激または手荒れや発疹・水泡などが生じた場合は、直ちに医師の診断を受けること
・この製品は引火性なので、火気に注意して措置する。
・気分が悪くなった場合は、医師の診断を受けること。
・強アルカリ性の製品なので、石鹸を用いず微温湯を流しながら皮膚の刺激や、ぬるぬるする感じがなくなるまで洗い続ける。1時間以上を要することがある。

目に入った場合

・清浄な水で最低15分間目を洗浄する。洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。
・コンタクトレンズを使用している場合は、固着していないかぎり、取り除いて洗浄を続ける。
・激しい痛みがある場合は、直ちに医師の診断を受ける事。
・洗浄を始めるのが遅れたり、不十分であると不可逆的な眼の障害を生ずるおそれがある。
・医師の指示なしでは油類または軟膏を用いてはならない。
・すぐには痛みがなく視力に影響がなくても障害が遅れて現れることがあるので、必ず医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

・直ちに水で口の中を洗浄する。
・直ちに医師の診断を受けること。
・無理に吐かせないこと。
・揮発性液体なので、吐き出させるとかえって肺への吸引等の危険が増す。
・腐食性の製品なので、吐き出させるとかえって危険が増す。可能であれば希釈のために水を飲ませる。意識の無い場合は何も与えないこと。直ちに医療措置を受ける手配をする。
・子供などが飲み込んだ懸念がある場合、直ちに医師の診断を受けること。
・被災者に意識の無い場合は、口から何も与えてはならない。
・必要に応じて、人工呼吸や酸素吸入を行う。
・医師に製品ラベルもしくは、SDSをみせる事。
・毒性が非常に高いので、可能であれば直ちに吐き出させる。
・呼吸が止まっている場合は、衣類をゆるめ呼吸気道を確保した上で、人工呼吸を行うが、その前に口の中に残っているものをぬぐったりしてよく除去する。

最も重要な兆候及び症状

・特になし

応急措置をする者の保護

・特になし

医師に対する特別注意事項

・特になし

5 火災時の措置

消火剤

・初期火災には、粉末、二酸化炭素、乾燥砂などを用いる。
・粉末消火薬剤、水溶性液体用泡消火薬剤、二酸化炭素、砂、霧状水
・大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。

使ってはならない消火剤

・特になし

火災時の特有の危険有害性

・当該製品は着火後爆発の危険性があるため、直ちに避難する。

特有の消火方法

・消火作業は、可能な限り風上から行なう。
・関係者以外は安全な場所に退去させる。
・周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
・火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
・周囲の設備などの輻射熱による温度上昇を防止するため、水スプレーにより周辺を冷却する。
・消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な措置を行う。
・容器が高温で破裂する恐れがあるので消火活動には十分距離をとる。

消火を行う者の保護

・消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク)を着用する。
・消火活動は風上から行い、有毒なガスの吸入を避ける。状況に応じて呼吸保護具を着用する。

6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

・屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。
・漏出時の処理を行う際には、必ずゴム手袋、保護眼鏡、保護衣等を着用すること。
・漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立入を禁止する
・作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、粉塵、ガスを吸入しないようにする。
・こぼれた場所はすべりやすいために注意する。
・作業の際には保護具(必要に応じてガスマスク)を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、粉塵、ガスを吸入しないようにする。
・多量の場合、人を安全に待避させる。

環境に対する注意事項

・流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
・大量の水で希釈する場合は、汚染された排水が適切に処理されずに環境へ流出しないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

・少量の場合は、吸着剤(おがくず・土・砂・ウエス等)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭き取り、密閉できる空容器に回収する。
・大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。
・本製品は強アルカリなので、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。必要があればさらに希塩酸、希硫酸等で中和する。下水溝、表流水、地下水に流してはいけない。
・有害でなければ、火気、換気等に充分注意して蒸発、拡散させる。または、散水して蒸発を促進させてもよい。
・回収後の少量の残留分は土砂またはおがくず等に吸収させる。
・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置する。

二次災害の防止法

・漏出時は事故の未然防止および拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。

7 取扱い上の注意

取扱い

技術的対策

・使用前に取扱説明書を入手すること。
・製品記載の使用上の注意を良く読み、用途以外に使用しないこと。
・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

接触回避

・使用後も含め、穴をあけたり燃やしたりしないこと。
・裸火または高温の白熱体に噴霧しないこと。
・熱・火花・裸火・高温のもののような着火源から遠ざけること。
・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
・規定時間以上噴射しないこと
・火気を使用している室内で使用しないこと
・アルカリ性なので、酸性の製品との接触を避ける。
・粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
・人体に向かって噴射しないこと、また噴射気体を直接吸入しないこと
・取扱いは、屋外または換気のよい場所で行う。
・取り扱い中は、飲食、喫煙を行ってはならない。
・取り扱い後はよく手を洗うこと。
・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

保管

適切な保管条件

・製品記載の保管条件を読み、適切に保管する事。
・容器を密栓する事
・日光から遮断し、40℃を超える温度に暴露しないこと。
・涼しい所、換気の良い場所で保管すること。
・施錠して保管すること。
・酸と一緒に保管してはならない。

安全な容器包装材料

・軟鋼、銅、アルミニウム、亜鉛には腐食性があるため、ステンレスまたはポリエチレン容器に保管する。

8 暴露防止及び保護措置

設備対策

・蒸気または煙やミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。
・屋内で使用する場合は局所排気装置を設置する。
・労働安全衛生法(有機溶剤中毒予防規則)に沿った設備を設置する。

成分名	管理濃度※	許容濃度 (日本産業衛生学会)	許容濃度 (ACGIH)
灯油	—	3mg/m3 鉱油ミストとして	TWA 200mg/m3
ブチルセロソルブ	25ppm	—	TLV-TWA 20ppm skin
2-アミノエタノール	*濃度:20 ㎎/㎥/—	3ppm 7.5mg/m3	TLV-TWA 3ppm TLV-STEL 6ppm
ジエタノールアミン	*1mg/m3 —	—	1mg/m3(TLV-TWA)
アンモニア水	—	25ppm (17mg/m3)	TLV-TWA 25ppm TLV-STEL 35ppm
キシレン	50ppm	100PPM	100PPM
エチルベンゼン	20ppm	50ppm 217mg/m3	TLV-TWA 20ppm
プロパン	1000ppm	1800mg／m3	1800mg／m3
n-ブタン	500ppm	TLV-TWA 800ppm	TLV-TWA 800ppm
2-メチルプロパン	1000ppm	1800mg／m3	1800mg／m3

記載の無いものは、知見なし、あるいはデータなし
濃度基準 *濃度 ○/○ : 8時間濃度基準値 /短時間濃度基準値
8時間/短時間の基準値設定のないものは —

8時間濃度基準値 : 1日の労働時間のうち8時間のばく露における濃度を各測定の測定時間により加重平均して得られる値
短時間濃度基準値 : 1日の労働時間のうち濃度が最も高くなると思われる15分間のばく露における当該物質の濃度を各測定の測定時間により加重平均して得られる値

保護具

呼吸器の保護具

・保護マスクを着用する。必要に応じて防塵マスク、防毒マスク、有機溶剤用の防毒マスク等を着用する。

手の保護具　皮膚及び身体の保護具

・保護手袋、必要に応じて耐溶剤性手袋、ビニール手袋等を着用すること。

・必要に応じて保護衣、保護前掛け等を着用する。

目の保護具

・保護眼鏡(普通眼鏡型)、必要に応じて、ゴーグル型、保護面等を着用すること。

9 物理的及び化学的性質

物理状態	: 液体
色	: 淡黄色
臭い	: 溶剤臭
融点/凝固点	: データなし
沸点又は初留点及び沸騰範囲	: 100℃
可燃性	: 可燃性液体
爆発下限及び爆発上限界／可燃限界	: データなし
引火点	: 43℃
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
pH	: 11.2
動粘性率	: データなし
溶解度	: 水に可溶
オクタノール/水分配係数	: データなし
蒸気圧	: データなし
密度及び／又は相対密度	: 0.934
相対ガス密度	: データなし
粒子特性	: データなし

10 安定性及び反応性

反応性

化学的安定性

・通常の取扱いにおいては安定である。

危険有害反応性の可能性

・特になし

避けるべき条件

・高温への暴露、高酸化剤、アルカリ金属、金属粉末との接触

混触危険性物質

・酸性物質(アルカリ性物質のため、酸性物質との接触を避けること。)

危険有害な分解生成物

・特になし

その他

・特になし

11 有害性情報

成分名 化学名	急性毒性 (経口)	急性毒性 (経皮)	急性毒性 (吸入:ガス)	急性毒性 (吸入:蒸気)	急性毒性(吸入 :粉塵、ミスト)	皮膚腐食性／刺激性	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性
灯油	—	—	—	—	—	区分2	—
ブチルセロソルブ	区分4	区分3	区分に該当しない (分類対象外)	区分2	分類できない	区分2	区分2A
2-アミノエタノール	区分5	区分3	分類対象外	分類できない	分類できない	区分1A	区分1
ジエタノールアミン	区分外	区分外	分類対象外	分類できない	分類できない	区分2	区分1

アンモニア水	—	—	分類対象外	分類できない	分類できない	区分1A	区分1
キシレン	区分に該当しない	区分4	区分に該当しない（分類対象外）	区分4	分類できない	区分2	区分2
エチルベンゼン	区分に該当しない	区分に該当しない	区分に該当しない（分類対象外）	区分4	区分に該当しない	分類できない	区分2B
プロパン	区分に該当しない（分類対象外）	区分に該当しない（分類対象外）	区分に該当しない	区分に該当しない（分類対象外）	区分に該当しない（分類対象外）	区分に該当しない	分類できない
n-ブタン	区分に該当しない（分類対象外）	区分に該当しない（分類対象外）	区分に該当しない	区分に該当しない（分類対象外）	区分に該当しない（分類対象外）	区分に該当しない	区分に該当しない
2-メチルプロパン	区分に該当しない（分類対象外）	区分に該当しない（分類対象外）	区分に該当しない	区分に該当しない（分類対象外）	区分に該当しない（分類対象外）	区分に該当しない	区分に該当しない

成分名 化学名	呼吸器感作性 ／ 皮膚感作性	生殖細胞変異原性	発がん性	生殖毒性	標的臓器／全身毒性(単回暴露)	標的臓器／全身毒性(反復暴露)	誤えん有害性
灯油	— ／ —	—	区分2	—	区分3(気道刺激性、麻酔作用)	—	区分1
ブチルセロソルブ	— ／ —	分類できない	分類できない	区分2	区分1（血液系、呼吸器、肝臓、腎臓）、区分3（麻酔作用）	区分1（血液系）	分類できない
2-アミノエタノール	区分1 ／ 区分1	区分外	分類できない	区分2	区分1(神経系、肝臓)	区分1(神経系、精巣、消化管、肝臓、腎臓、呼吸器)	分類できない
ジエタノールアミン	— ／ —	区分外	区分2	区分2	区分1(肝臓)、区分2(腎臓、呼吸器系)	区分1(気道)、区分2(血液、腎臓、肝臓)	分類できない
アンモニア水	— ／ —	分類できない	分類できない	分類できない	区分2(呼吸器系)	区分2(呼吸器系)	分類できない
キシレン	— ／ —	分類できない	分類できない	区分1B	区分1（中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓）、区分3（麻酔作用）	区分1（神経系、呼吸器）	区分1
エチルベンゼン	— ／ —	区分に該当しない	区分2	区分1B	区分3(気道刺激性、麻酔作用)	区分1(聴覚器、神経系)	区分1
プロパン	— ／ —	分類できない	分類できない	分類できない	区分3(麻酔作用)	分類できない	区分に該当しない（分類対象外）
n-ブタン	— ／ —	分類できない	分類できない	分類できない	区分3(麻酔作用)	区分1(中枢神経系)	区分に該当しない（分類対象外）
2-メチルプロパン	— ／ —	分類できない	分類できない	分類できない	区分1(循環器系)、区分3(麻酔作用)	分類できない	区分に該当しない（分類対象外）

— ： 区分に該当しない / 分類できない / データがない

12 環境影響情報

成分名 化学名	水生環境有害性（急性）	水生環境有害性（慢性）	オゾン層への有害性

灯油	—	—	—
ブチルセロソルブ	区分に該当しない	区分に該当しない	分類できない
2-アミノエタノール	区分2	区分外	—
ジエタノールアミン	区分2	区分3	—
アンモニア水	区分2	区分2	—
キシレン	区分2	区分2	分類できない
エチルベンゼン	区分1	区分2	分類できない
プロパン	分類できない	分類できない	-
n-ブタン	分類できない	分類できない	分類できない
2-メチルプロパン	分類できない	分類できない	分類できない

— ： 区分に該当しない / 分類できない / データがない

※ ：JISの改正に伴い、区分がつかなかったもの（「区分に該当しない（分類対象外を含む）」あるいは「分類できない」）

◆ 11項 有害性情報　12項　環境影響情報　について

本SDSでは、表示・通知義務対象物質等の成分以外秘匿している場合があります。 この成分についても毒性がある場合、GHS毒性評価を行って製品全体の毒性データとしております。
そのため、 11項 12項 に毒性根拠データに記載がなくても、製品のGHS区分として分類されることがあります。

13 廃棄上の注意

・廃棄する際は、中身を使いきってから、火気のない戸外でボタンを押し、ガスを完全に抜いてから、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託してください。
・使用者が廃棄のため、穴を開けないこと。廃棄処理業務として穴をあける場合、十分な熟練者が火気・静電気・引火の予防処置を十分に取って行うこと。
・容器、包装等の分別可能なものはリサイクル処理を行ってください。

14 輸送上の注意

国際規制

国連番号

エアゾール　1950

国連分類

ガス　引火性ガス　クラス　2.1

包装等級

該当しない

マルポール条約における海洋汚染物質の判定

非該当

国内規制

容器イエローラベル

エアゾール　126

積載方法

運搬時の積み重ね高さは3m以下

混載禁止

第1類及び第6類の危険物

高圧ガス

輸送の特定の安全対策及び条件

・「火気厳禁」
・容器の破損、漏れがないことをたしかめる。
・荷くずれ防止を確実に行う。
・該当法令に従い、包装、表示、輸送を行う。
・直射日光を避ける。
・水漏れ厳禁。
・横積み厳禁。
・夏場の輸送時においては、熱い鉄板、地面等の上に直接置かないこと。
・輸送容器は衝撃を与えないように、ていねいに取扱う。転倒したり、激突させたりしない。

15 適用法令

火薬類取締法

対象外

高圧ガス保安法

エアゾールの為非該当

消防法 （ ）内は、指定数量

内容量　　420mL

第4類第二石油類水溶性　（2000L）

第4類第二石油類水溶性　危険等級 III　297mL

毒物及び劇物取締法(毒劇物取締法)

詳細は 3. 組成、成分情報参照

非該当 ： 規定量以下のため非該当。(詳細は 3. 組成、成分情報を参照)

非該当 ： 混合物のため非該当。(詳細は 3. 組成、成分情報を参照)

労働安全衛生法

本製品は、リスクアセスメントの対象となります。

業務用として取り扱う場合、法令に沿ってリスクアセスメントの実施が必要です。
化学物質管理者の選任　リスクアセスメントの結果によっては、作業記録の作成
リスクアセスメント対象健康診断及びその記録　それらの保管(3年間)等が必要となります。

表示対象物質を含有する。(詳細は 3. 組成、成分情報を参照)

通知対象物質を含有する。(詳細は 3. 組成、成分情報を参照)

濃度基準値設定対象物質(リスクアセスメント)

濃度基準値設定対象物質を閾値以上含有する。

<u>リスクアセスメントの結果　濃度基準設定値以上のばく露の可能性がある場合、</u>作業記録の作成・リスクアセスメント対象健康診断の実施、保管(5年間)等が必要となります。

がん原性物質(令和4年厚生労働省令第91号の適用)(リスクアセスメント)

がん原性物質に該当しない。(含有しないもしくは閾値未満)

皮膚等障害化学物質※1(労働安全衛生規則第594条の2(令和6年4月1日施行))

皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく浸透性の保護具等の使用義務物質リストに該当する。
リスクアセスメントの結果　ばく露のおそれがある場合、特別規則に基づく不浸透性の保護具・保護メガネ等の使用義務があります。

労働安全衛生法(有機溶剤中毒予防規則)

該当する。

第二種有機溶剤 (詳細は 3. 組成、成分情報を参照)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR法)

令和5年4月1日施行(2023年) 改訂化管法

PRTRに該当する。（詳細は 3. 組成、成分情報を参照）
製品の内容量 ： 343g

16 その他の情報

参考文献

JIS Z 7253 : 2019 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル，作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

GHS分類結果データベース（独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ
中央労働災害防止協会安全衛生情報センターホームページ
15107の化学製品(化学工業日報社)
JACA(日本オートケミカル工業会)編集:化学物質管理データベース
オートケミカル製品のための製品安全データシート作成指針改訂版 （日本オートケミカル工業会）
危険物船舶運送及び貯蔵規則（海文堂）
産業中毒便覧 (医歯薬出版株式会社)
化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS) 改訂10版
事業者向けGHS分類ガイダンス第2版(平成23年3月)経済産業省
GHS 対応ガイドライン ラベル及び表示・安全データシート作成指針(日本化学工業会)

本SDSには、通知義務対象物質以外の成分を秘匿していますが、毒性及び注意事項はこの秘匿項目による内容も含んでいます。

※注意
製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者に提供されるものです。取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取り扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。

GHS対応プログラムバージョン 15_1_01